

**神石高原町地域公共交通網形成計画
(改定)**

平成30年3月

神石高原町

目 次

序	計画策定の趣旨	1
1	地域公共交通に係る課題	2
2	まちづくりの方向	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	4
5	計画の区域	4
6	地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針	5
7	地域公共交通網形成計画の目標	6
8	目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項	8
	(1) 路線バス（中国バス・ふれあいバス）	8
	(2) タクシーの利用支援	11
	(3) 運転免許証自主返納者への支援	12
	(4) 地域公共交通の担い手育成支援	12
	(5) 地域公共交通の周知・利用促進	13
	(6) 事業スケジュール	14
9	地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項	14

序 計画改定の趣旨

神石高原町では、平成20年度に公共交通サービスの平準化及び持続可能な公共交通体系を構築することを目的として、「神石高原町地域公共交通総合連携計画」を策定した。

平成21年度から路線バスの運行見直しを行うとともにふれあいバス・ふれあい号を新規に運行したほか、これら交通手段の利用が難しい住民を対象として公共交通補完事業を実施し、住民の交通手段を確保してきたが、高齢化の一層の進行とニーズの多様化の中で施策の見直しが必要になった。

一方、国においては、「交通政策基本法（平成25年12月4日公布・施行）」が成立するとともに、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正が行われた。その中で、人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上のために、地方公共団体が中心となり、関係者との合意形成のもとで、まちづくりなどの地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワークを形成することの重要性が示された。

このため、本町では、平成26年度に改正法律に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定し、将来を見据えた持続可能な地域公共交通の構築に向けて各種施策の推進に取り組んできた。

しかし、平成28年度に中国バスから乗務員不足に伴う路線バスの一部運行の撤退、減便の申し入れがあったこと、ふれあい号の利用者数の減少の継続などから本町の地域公共交通の抜本的な見直しが必要になった。平成28年度に新たな地域公共交通対策を検討した上で、平成29年度に新規制度の試行運行と検証を踏まえて「神石高原町地域公共交通網形成計画」の改定を行った。

1 地域公共交通に係る課題

地域公共交通に係る課題を整理すると、次のとおりである。

(1) 住民の日常生活の利便性の確保

住民の日常生活の利便性を確保するため、外出の目的地となっている本庁・支所のある各地区の中心地及び生活圏の結びつきが強い周辺市の中心地との連絡を、路線バスと新規地域公共交通対策を組み合わせながら維持、強化する必要がある。

特に、県立油木高校生徒のバス通学利便性の維持・強化、路線バスを廃止した地区の代替交通手段の確保に取り組む必要がある。

(2) 観光交流の促進に資する地域公共交通の確保

町内には、帝釈峡をはじめとする観光交流資源があるが、地域公共交通によるアクセスが不十分な状況にあり、路線バスの運行系統の見直し、バス停の新設などを通じてアクセスの改善を図る必要がある。

(3) 高齢者のニーズを踏まえた地域公共交通の見直し

自家用車の運転免許証を保有していないまたは自家用車の運転が困難化している高齢者の交通手段の確保が課題であり、路線バスの運行に加えて高齢者が利用しやすいタクシー利用支援制度（試行運行）の維持を図る必要がある。

(4) 地域公共交通の効率的な運行

地域公共交通の維持に係る町負担額は、人口減少と自動車運転免許証保有者割合の上昇による地域公共交通利用者数の減少が継続する中で、今後も増加する可能性があることから、地域公共交通サービス水準と町負担額のバランスに配慮した効率的な対策を検討する必要がある。

(5) 地域公共交通の担い手の確保

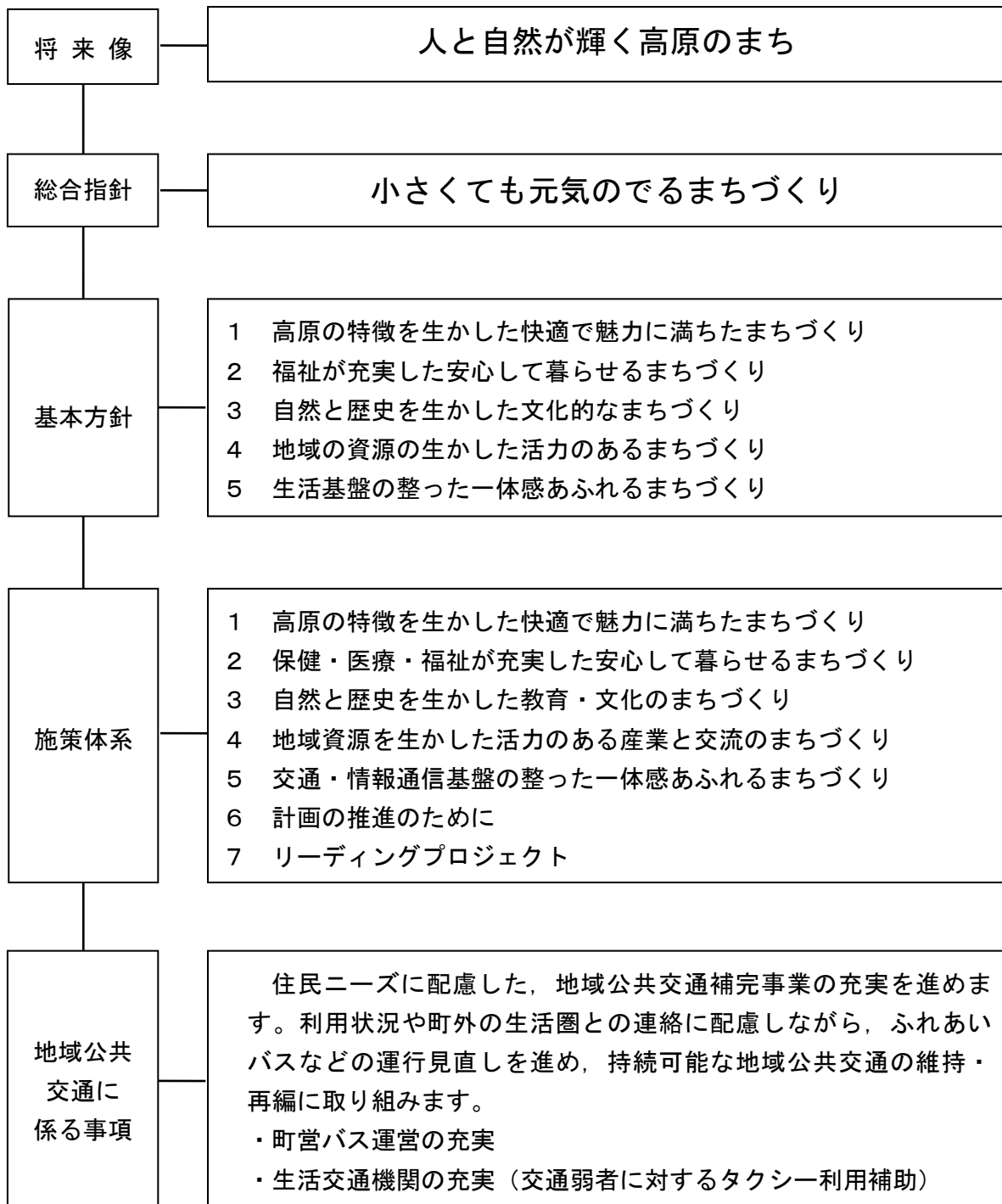
路線バス、スクールバス、タクシーの乗務員が高齢化する一方で、新規乗務員の確保が難しくなっており、交通事業者と行政が連携して人材の確保、育成に取り組む必要がある。

(6) 地域公共交通に対する関心の醸成と地域を挙げた取組の確保

地域公共交通が一部利用者だけの問題としてとらえられている面があり、地域公共交通に係る情報の周知を徹底し、地域公共交通サービスの維持、向上に向けた今後の取組を、行政、交通事業者だけでなく、住民、自治振興会をはじめとする各種団体、協働支援センターなどを巻き込んで検討する必要がある。

2 まちづくりの方向

「神石高原町第2次長期総合計画」において、本町のまちづくりの方向が次のように示されている。



3 計画の位置づけ

本計画は、改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の第5条に規定する「地域公共交通網形成計画」として策定するもので、まちづくりと連携し、住みやすく、活力のある地域社会の実現に向けて、持続可能な地域公共交通網の維持・強化を目指すものである。なお、本計画は平成27年3月に策定した計当初画の改定計画である。

また、本計画は「神石高原町第2次長期総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画との整合に配慮して策定を行った。

4 計画の期間

本計画の期間は、当初計画の残期間である平成30～31年度の2年間とする。

なお、計画の期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行う。

5 計画の区域

計画の対象区域は、本町では様々な交通手段を組み合わせ、住民に地域公共交通サービスを提供することから、町全域及び本町と生活圏の結びつきが強い周辺市とする。

6 地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

地域公共交通に係る課題及び上位計画を踏まえて、本町の地域公共交通網の形成に関する基本的な方針を次のように掲げる。

(1) 本町のまちづくりを支える地域公共交通網の確立

本町の一体性の強化に向けて、4つの地区中心地相互及び各地区中心地と周辺集落を連絡する地域公共交通網の充実を図る。

また、本町と生活圏の結びつきが強い周辺市の中心部と地域公共交通を通じて連絡の維持を図る。

(2) 地域特性に応じた多様な交通サービスの提供

分散している集落と4つの地区中心地で構成されている地域構造、高齢化の一層の進行などを踏まえて、路線バス（中国バス・ふれあいバス）、タクシー利用支援制度を組み合わせ、住民に対する交通サービスの維持・向上を図る。

特に、高齢者については、運転免許証の自主返納を促すとともに、その後の地域公共交通サービスの充実を図る。

(3) 観光交流の推進に資する地域公共交通網の確立

他地域との交流の促進による本町の活性化を図るため、周辺市と町内の主要な観光交流施設を連絡する地域公共交通の利便性を高める。

(4) 協働型地域公共交通システムの確立

高齢者をはじめとする住民のニーズを的確に把握、反映した地域公共交通網の確立を図るとともに、地域公共交通に係る情報の周知を強化する。

さらに、住民、自治振興会をはじめとする各種団体、協働支援センター、交通事業者、行政などが連携し、それぞれの役割分担のもとで主体的に地域公共交通の維持・活性化に関わることによって、協働型地域公共交通システムの確立を行う。

(5) 地域公共交通を担う人材の育成

地域公共交通を担う人材不足から路線バスの廃止、減便、タクシー利用の待ち時間の増大などが生じないように、交通事業者と連携して地域公共交通を担う人材の確保、育成を図る。

(6) 持続可能な地域公共交通の構築

地域公共交通サービスに対するニーズの多様化と行財政需要が増大する中で、サービス水準の維持を図りつつ施策及びサービスの体系化、効率化を図り、持続可能な地域公共交通体系の構築を図る。

7 地域公共交通網形成計画の目標

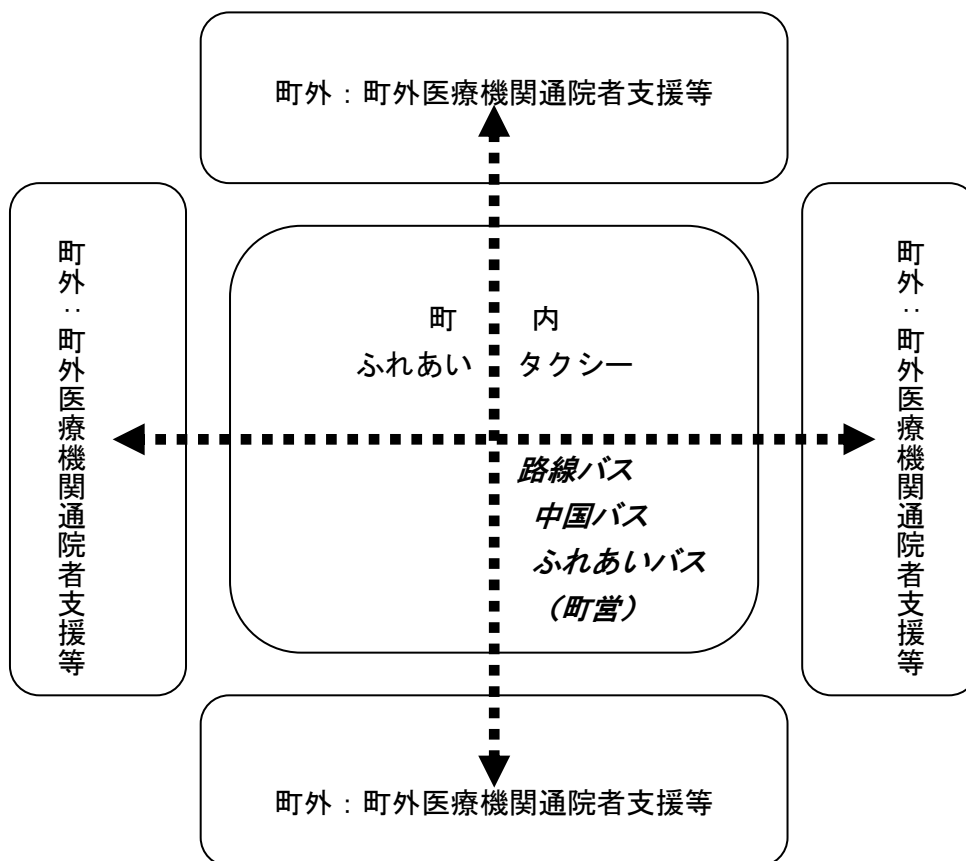
地域公共交通網形成計画の目標は、地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針を踏まえて次のように設定した。

(1) 本町のまちづくりを支える地域公共交通網の確立に係る目標

本町のまちづくりを支える地域公共交通網の確立においては、自家用車の運転ができない人、加齢に伴い運転が不安になっている人などの交通弱者全員に対して何らかの外出支援を行うことを目標とし、路線バスとタクシー利用支援制度を組み合わせたサービスを提供する。

項目	<現況値> 平成25年	<目標値> 平成31年
交通弱者に対する外出支援割合	100%	100%

図 地域公共交通のネットワーク



注：町外については、町外医療機関通院者支援事業に加えて、神石地区を対象としてバス路線廃止代替支援制度を新たに導入。

(2) 地域特性に応じた多様な交通サービスの提供に係る目標

地域特性に応じた多様な交通サービスの提供においては、路線バス（中国バス、ふれあいバス（町営））の利用者数、県立油木高校生徒のバス利用不満率、ふれあいタクシーの利用満足度を目標として掲げる。

項目	<現況値> 平成29年度	<目標値> 平成31年度
路線バス（中国バス）の平日1日当たり町内区間利用者数	96人	現状維持
路線バス（ふれあいバス）1月当たり平均利用者数	1,042人	現状維持
県立油木高校生徒のバス利用不満率	20.0%	下げる
ふれあいタクシーの利用満足度	94.1%	100%

注：ふれあいバスは、油木～豊松、呉ヶ峠～油木の2路線。

(3) 観光交流の推進に資する地域公共交通網の確立に係る目標

観光交流の推進に資する地域公共交通の確立においては、本町の観光交流拠点である道の駅さんわ182ステーションのバス停の土曜日、日祝日の1日当たり利用者数を目標として掲げる。

項目	<現況値> 平成28年	<目標値> 平成31年
道の駅さんわ182ステーションバス停の土日の1日当たり利用者数	1人	5人

(4) 協働型地域公共交通システムの確立に係る目標

協働型地域公共交通システムの確立においては、住民ニーズを的確に把握、対応するため、協働支援センターと定期的な情報交換を行う連絡協議会の開催を目標として掲げる。

また、地域公共交通サービス制度の周知を図るため、本町、協働支援センター、ふれあいサロン運営団体などが協働して「地域公共交通サービス出前講座」の開催を目標として掲げる。

項目	<現況値> 平成29年	<目標値> 平成31年
協働支援センターとの連絡協議会	-	4協議会
地域公共交通サービス出前講座	-	4回/年・支所

(5) 持続可能な地域公共交通の構築に係る目標

持続可能な地域公共交通の構築においては、地域公共交通の維持に係る町の年間負担額を目標として掲げる。

項目	<現況値> 平成26年	<目標値> 平成31年
地域公共交通の維持に係る町の年間負担額	94百万円	94百万円以下

8 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

(1) 路線バス

ア 運行路線

(7) 路線バス（中国バス）（実施主体：中国バス，神石高原町）

路線バスについては，県立油木高校生徒及び一般住民の利用利便性の向上を図るため，中国バスと連携して運行回数，運行時刻の見直し，利用者数に応じた車両の導入に取り組む。

なお，呉ヶ峠～高蓋～福山駅前については運行回数が1.0回と少なく町内利用がほとんどないことから，運行系統の再編を検討する。

さらに，路線バスを活用して観光振興を図る観点から，観光交流施設へのアクセスの向上に取り組む。

表 中国バスの運行

番号	運行系統	備考
1	東城駅前～油木	県立油木高校生徒利用
2	油木～四つ角～福山駅前	県立油木高校生徒利用
3	油木～道上～福山駅前	県立油木高校生徒利用
4	高蓋～上井関・四つ角～福山駅前	
5	油木～高蓋～福山駅前	県立油木高校生徒利用
6	油木～高蓋	県立油木高校生徒利用
7	呉ヶ峠～高蓋～福山駅前	

(イ) ふれあいバス（町営）（実施主体：神石高原町，タクシー事業者）

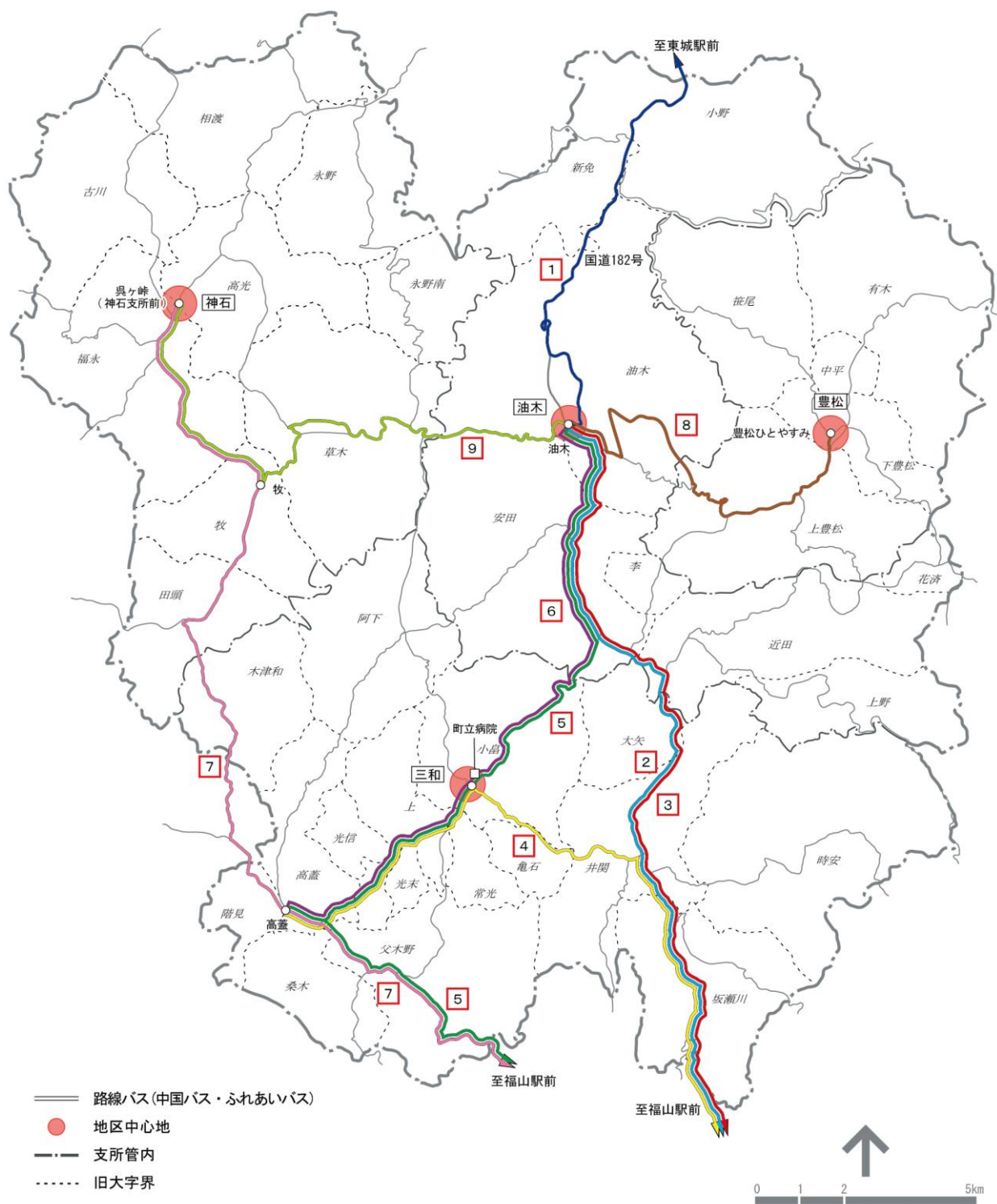
油木～豊松及び油木～呉ヶ峠の2路線は県立油木高校生徒及び一般住民の利用利便性の向上を図るため運行回数，運行時刻の見直し，利用者数に応じた車両の導入に取り組む。

一方，豊松～神石高原町立病院についてはふれあいタクシーと競合して利用者数が少ないことから平成30年3月末で運行を廃止する。

表 ふれあいバスの運行

番号	運行系統	備考
8	油木～豊松	県立油木高校生徒利用
9	油木～呉ヶ峠	県立油木高校生徒利用

図 路線バスの運行計画



イ 県立油木高校生徒のバス通学利便性の向上（実施主体：中国バス，タクシー事業者，神石高原町）

県立油木高校生徒のバス利用に関するアンケート調査結果を踏まえ，高校生のバス通学利便性の向上を図るため，次のようなバス運行の見直しに段階的に取り組む。

表 取組事項

区 分	内 容
運行回数	<学期中の平日> ・木曜日の7時間授業に対応した帰宅便の運行 （油木発17時台の増便または油木発16:10の時刻変更） ・クラブ活動がない月曜日に対応した帰宅便の変更 （油木発17時台の増便または油木発18:30の時刻変更） <学期中の試験日> ・試験後に対応した帰宅便の運行（油木発11時台の増便） <土曜日・日祝日> ・午前，午後のクラブ活動に対応した便の運行 （油木着12時台，油木発13時台及び16時台）
運行車両	・利用者数に応じた車両の導入（大型車両）
そ の 他	・車内温度の適正化

ウ 利用しやすい運賃の維持（実施主体：神石高原町）

現在，路線バス（中国バス）の町内利用は上限運賃を300円としており，300円を超える運賃は町が補助している。また，本町が実施主体となって運行しているふれあいバスの運賃も1乗車300円としており，こうした利用しやすい運賃を継続し，路線バス（中国バス・ふれあいバス）の利用を促進する。

エ 道の駅さんわ182ステーションへ路線バスでの来訪の促進（実施主体：中国バス，神石高原町，道の駅さんわ182ステーション）

町内の観光交流拠点施設である道の駅さんわ182ステーションへ，福山市内から路線バス（中国バス）を利用しての来訪を促進するため，道の駅さんわ182ステーションなどにおいて各種サービスの提供に取り組む。

(2) タクシーの利用支援

ア ふれあいタクシー（実施主体：神石高原町、タクシー事業者）

本制度は住民の町内への外出を支援するために平成29年度から試行的に実施しているが、利用者のほとんどがこの事業に満足し、料金に対する不満もわずかであることから、平成30年度から本運行を行う。

また、住民の円滑な外出を支援するためふれあいタクシー利用者証交付対象の拡大を検討するとともに、町負担額（地域公共交通対策費の総額が94百万円を超えない範囲）とのバランスに配慮して料金などの見直しを検討する。

<ふれあいタクシー利用者証交付対象の拡大について>

- ・二輪車の運転免許証のみを保有している人（積雪時など二輪車の運転が困難な場合への対応）
- ・母子健康手帳の交付を受けている人（健康診査，通院，入院などへの対応）

イ 町外医療機関通院者支援事業（実施主体：神石高原町、タクシー事業者）

本制度は町外の医療機関へ通院している人を支援するため平成29年度から試行的に実施している。また、利用者の料金負担の軽減を図るため、平成29年10月から自宅から町境まではふれあいタクシーの利用を認めている。

本制度に対しては、補助金の増額、通院以外の買い物などの目的での利用などを求める意見があるが、町財政とバランスした制度として維持するため、現在の制度で平成30年度から本運行を行う。

なお、本事業とふれあいタクシーの併用利用を平成29年10月から認めたことを踏まえ、平成30年度から町の補助上限額を5,000円から3,000円に変更する。（福山市，府中市上下町，庄原市上下町へは、補助上限額内でほとんどの区域の外出が可能）

表 町外医療機関通院者支援事業の概要

区 分	内 容
対 象 者	・町外の医療機関に通院している人またはその他町長が認める人 ・ふれあいタクシー利用者証交付者
申請書類	・医療機関の診断書（傷病名，通院加療期間が明記されたもの）
利用目的	・医療機関への通院（歯科，柔道整復師（鍼灸，整体マッサージ）は対象外
利用料金	<平成29年度> ・1乗車につき，町が5,000円を上限に運賃の1/2を補助 ・町内区間はふれあいタクシー（600円），町外区間は本事業の利用 <平成30年度～> ・1乗車につき，町が3,000円を限度として運賃の1/2を補助 ・町内区間はふれあいタクシー（600円），町外区間は本事業の利用
利用回数	・利用回数の制限なし
利用できる事業者	・町内のタクシー事業者及び介護タクシー事業者

ウ バス路線廃止代替支援事業（実施主体：神石高原町、タクシー事業者）

本制度は、平成29年度に町外と連絡する路線バスが廃止になり、通院、買い物などが不便になっている地区の外出を支援するために試行運行するもので、事業の概要は次のとおりである。また、町外医療機関通院者支援事業と同様に自宅から町境まではふれあいタクシーの利用を認め、本制度は町境から町外目的地までの間で適用する。

今後、試行運行の検証を踏まえて事業内容を見直し、本運行に結びつける。

表 バス路線廃止代替支援事業の概要

区 分	内 容
対 象 者	・ 神石地区に居住している人（東城駅前～呉ヶ峠、上下駅前～呉ヶ峠の2路線の廃止への対応） ・ ふれあいタクシー利用者証交付者
利用目的	・ 利用目的の制限なし（通院、買い物、食事等）
目 的 地	・ 府中市上下町、庄原市東城町
利用料金	・ 1乗車につき、町が3,000円を上限として運賃の半額を補助
利用回数	・ 利用回数の制限なし
利用できる事業者	・ 町内のタクシー事業者及び介護タクシー事業者

(3) 運転免許証自主返納者への支援（実施主体：神石高原町）

本制度は高齢者の運転免許証の自主返納を支援するために平成29年度から実施しており、今後も継続する。

(4) 地域公共交通に係る担い手育成支援（実施主体：タクシー事業者、神石高原町）

本制度は、本町のタクシー乗務員の高齢化に対応し、新たな担い手の確保、育成を支援するため平成29年度から実施しており、今後も継続する。

(5) 地域公共交通の周知・利用促進

地域公共交通に関する情報を周知し、利用を促進するため次のような取組を行う。

ア 一般的な情報の周知（実施主体：神石高原町、中国バス）

ふれあいタクシー、町外医療機関通院者支援事業、バス路線廃止代替支援事業及び運転免許証自主返納者支援制度について、町のホームページ及び広報での紹介、PRチラシの全世帯配布などにより周知を徹底する。

また、路線バス（中国バス・ふれあいバス（町営））の時刻表を全世帯に配布し、バス利用を促進する。

さらに、福山駅前発及び東城駅前経由の高速バス、JR山陽新幹線・山陽本線などの時刻表を町内のバス車庫、乗車券発売所、本庁及び支所などに置き、路線バスとの一体的な利用を促進する。

イ 高齢者の地域公共交通の利用の促進（実施主体：神石高原町、関係団体）

地域公共交通の利用頻度が高い高齢者に対して、高齢者が参加する各種会合（老人クラブ、ふれあいサロン等）において路線バス及びタクシー利用支援制度などの周知を行う。

また、高齢者を支援する関係団体（自治振興会、協働支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等）を通じて高齢者への情報提供を行う。

ウ バス利用客優待制度の導入（実施主体：観光交流施設、神石高原商工会、中国バス）

住民及び観光客の路線バス（中国バス・ふれあいバス）の利用を促進するために、道の駅さんわ182ステーション、油木百彩館などの観光交流施設及び神石高原商工会に対して、バス利用者に対する商品購入・飲食費用などの割引を働きかける。

- ・中国バス：バス乗車証明の発行
- ・観光交流施設等：バス乗車証明を提示した住民及び観光客に対して商品購入・飲食費用等の割引

(6) 事業スケジュール

路線バス（中国バス・ふれあいバス）、タクシー利用支援制度、運転免許証自主返納支援及びタクシー乗務員等育成支援事業、地域公共交通の周知・利用促進に係る事業について、次のようなスケジュールで取り組む。

表 事業スケジュール

区分	事業	実施主体	事業時期	
			H30	H31
路線バス	既存バス運行系統の見直し（中国バス）	中国バス 神石高原町	毎年度実施	
	ふれあいバスの廃止（豊松～神石高原町立病院）（H30. 3）	神石高原町		
	県立油木高校生徒のバス通学利便性の向上	中国バス タクシー事業者 神石高原町	段階的な取組	
	利用しやすい運賃の維持	神石高原町		
タクシーの利用支援	ふれあいタクシー<本運行>	神石高原町		
	町外医療機関通院者支援事業<本運行>	神石高原町		
	バス路線廃止代替支援事業	神石高原町	<試行運行>	<本運行>
運転免許証自主返納者支援事業		神石高原町		
タクシー乗務員等育成支援事業		神石高原町		
地域公共交通の利用促進	一般的な情報の周知（PRチラシ等）	神石高原町 中国バス	毎年度実施	
	高齢者の地域公共交通の利用促進	神石高原町 関係団体	毎年度実施	
	バス利用客優待制度の導入	観光交流施設 神石高原商工会 中国バス		

9 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項

本計画で掲げた地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針の達成を目指し、着実かつ計画的に施策を推進するとともに、社会情勢の変化に合わせて柔軟に対応するため、強化・改善の仕組みを定める。

(1) PDCAサイクルの構築

本計画を確実に達成するために、計画・実施・評価・改善（PDCAサイクル）の考え方による施策・事業の推進と管理に努める。

また、本計画のPDCAサイクルの実行は、神石高原町地域公共交通協議会が行う。

(2) 評価スケジュール

各事業の評価は次のように実施する。

ア 計画目標の評価

表 計画目標の評価方法

区 分	実施主体	評価年次		備 考
		H30	H31	
地域公共交通サービスを提供している割合	神石高原町	●	●	・町が毎年度資料を作成する。
路線バス（中国バス）の1日当たり利用者数	神石高原町 中国バス	●	●	・町が中国バスの行うバス利用実態調査結果を整理する。
路線バス（ふれあいバス）の1月当たり平均利用者数	神石高原町	●	●	・委託しているタクシー事業者が報告してくる月別利用実績報告をもとに町が年間利用者数を整理する。
県立油木高校生徒の通学バス利用の不満足度	神石高原町	●	●	・町が毎年県立油木高校生徒へアンケート調査を実施する。
ふれあいタクシーの利用満足度	神石高原町	-	●	・計画の見直し時期に、町がふれあいタクシー利用者証交付者に対してアンケート調査を実施する。
道の駅さんわ182ステーションの土日の1日当たり乗降客数	神石高原町	●	●	・町が年2回利用者調査（土日）を実施する。
協働支援センターとの連絡協議会	神石高原町	●	●	・町が目標とする4協議会の設置に取り組む。
地域公共交通サービス出前講座	神石高原町	●	●	・町が中国バス、タクシー事業者及び協働支援センターなどと連携して、出前講座を開催する。
地域公共交通の維持に係る町の年間負担額	神石高原町	●	●	・町が毎年度地域公共交通の維持に係る町の年間負担額を整理する。

イ 事業実施状況の評価

各事業の評価は次のように実施する。

表 各事業の評価スケジュール(1)

区 分		実施主体	評価年次		備 考
			H30	H31	
路線バス	既存バス運行系統の見直し（中国バス）	中国バス 神石高原町	●	●	・町が、中国バスのバス利用実態調査結果をもとに整理する。 ・運行系統の見直しは、中国バスの報告を受けて町が確認する。
	ふれあいバスの廃止（豊松～神石高原町立病院）	神石高原町	●	-	・町が廃止する。
	利用しやすい運賃の維持	神石高原町	●	●	・町が確認する。
	高校生のバス通学の利便性向上	油木高校 中国バス 神石高原町	●	●	・毎年度、町が調査、見直し内容を検討し、翌年4月から実施する。
タクシーの利用支援	ふれあいタクシー	神石高原町	-	●	・計画の見直し時期に、町が調査する。
運転免許証自主返納者支援事業		神石高原町	●	●	・毎年度、町が利用者数を整理する。
タクシー乗務員等育成支援事業		タクシー事業者 神石高原町	●	●	・毎年度、町が支援件数を整理する。
地域公共交通の利用促進	一般的な情報の周知（制度PRチラシ等）	神石高原町 中国バス	●	●	・毎年度、町が取組状況を整理する。
	地域公共交通サービス制度出前講座	神石高原町 関係団体	●	●	・毎年度、町が出前講座の開催件数を整理する。
	バス利用客優待制度の導入	観光交流施設 神石高原商工会 中国バス	●	●	・毎年度、町が観光交流施設、神石高原商工会の取組状況を整理する。